

第35回奈良県近代化基金融資推薦申込み公募要綱

近代化基金融資並びに特定自動車排出基準適合車への代替資金融資制度
許可基準割れ（5両未満）事業者に対する特別増車融資制度
低公害車および省エネ機器導入に係る融資制度
ポスト新長期規制適合車導入に係る融資制度

●融資公募枠 総 枠 3億円（予定）

- ①近代化基金（一般）融資
- ②特定自動車排出基準適合車への代替資金融資
- ③許可基準割れ（5両未満）事業者に対する特別増車融資
- ④低公害車および省エネ関連機器導入に係る融資
- ⑤ポスト新長期規制適合車導入に係る融資

●公募期間 平成23年6月15日～平成23年7月29日

I. 近代化基金融資

●融資対象者 貨物自動車運送事業法の許可を受け、奈良県に本社を有し、かつ（社）奈良県トラック協会に加入している貨物自動車運送事業者及びその共同体であって商工組合中央金庫と取引資格のあるもの。（予定を含む）

（注）融資機関は「商工中金」と定められているため、借入れ申込みに当たっては、商工中金に出資している事業協同組合の構成員であり、資格を有していることが必要です。
したがって、資格を有さない申込者は、予め「商工中金」でご相談下さい。
商工中金奈良支店 ☎（0742）26-1221

●融資対象事業

1. トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
 - ①トラック事業者が近代化・合理化のための事務機器（コンピュータ・ファクシミリ・複写機・MCA機器・ソフトウェア等）の設置購入に要する資金
 - ②設備の「補修・改修」に要する資金
2. 福利厚生施設の整備に要する資金
3. 荷役機械・車両等の購入（代替を含む）及び車両の改造に要する資金

（注）①土地取得のみでは対象になりません。
②上記事業に要する資金で、投資の時期が平成23年4月1日以降平成24年3月末日までの期間内であるものを融資対象とする。
③近代化基金融資借入れについて、税金は所要資金に含まれませんが、税金のうち消費税は所要資金に含むことができます。

●融資条件

1. 融資限度
 - 個別企業体 3千万円（予定）
 - 共同体 1億円（予定）
2. 貸出利率

取扱金融機関の所定利率（優遇利率適用）による。

3. 償還期間

10年以内とする。但し、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数の以内（車両については5年以内）

4. 償還方法

据置期間（償還期間のうち6ヵ月以内）の終了後、月賦、隔月賦又は3ヵ月ごとの元金均等償還とする。

5. 担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。

(注) (社) 奈良県トラック協会は債務保証をいたしませんので、商工中金の定める担保と保証人を必要とします。

詳細につきましては、事前に「商工中金」にご相談下さい。

6. 再融資の制限

個別企業体、共同体とも再融資を受けようとする場合には、申込時点において融資残高が融資枠の範囲内であればその余枠をいつでも利用できる。

(注) 近代化基金融資を利用して購入した車両については、車検証の「所有者」名義は借入を行った事業者であることが条件です。

また、土地・建物等についても、名義は借入を行った事業者であることが条件です。

7. 申込者の留意事項

①企業が所属する組合を通じて、商工中金から融資を受ける「転貸方式」の利用ができる。

(注) ・転貸方式を利用した場合、信用保証協会の保証制度は利用出来ません。

・転貸方式の融資額は、事業協同組合の融資限度には算入しません。

※詳しい内容については、商工中金、又は所属の事業協同組合にお問い合わせ下さい。

②推薦通知は、融資の決定とは異なる。

推薦は、融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認し証明するものであり、その後取扱金融機関の返済能力等の審査を経て融資の可否が決定されます。

●利子補給

1. 利子補給率

この融資の借入者に対し(社)奈良県トラック協会は、次の年利率により直接取扱金融機関に支払う方法で利子補給を行うものとする。

借入者	個別企業体・共同体
利子補給率	年0.8%

2. 利子補給は、借受人が商工中金に対して提出する念書（商工中金にて

用意)に基づいて(社)奈良県トラック協会から商工中金に直接支払います。

3. 利子補給の制限

借受人が正当な理由なく申込に係る事業計画と異なったものに借入金を転用した場合は、利子補給を打切るとともに、既に受けた利子補給も繰り上げて償還していただきます。また、所定の償還期間を経過した借入金には利子補給を行いません。

●設備完成報告

借受人は、融資対象物件を完成(購入)後、すみやかに所定様式により『設備完成(購入)報告書』を(社)奈良県トラック協会あて提出して下さい。

報告がない場合には、利子補給を行わないことがあります。

●取扱金融機関

商工組合中央金庫奈良支店

●申 込 先

(社)奈良県トラック協会

●申 込 方 法

所定の申込み用紙により公募期間満了日迄に到着するよう個々に申込み下さい。下記の書類を提出して下さい。

- ①融資推薦申込書
- ②企業要項
- ③事業計画書
- ④事業計画に係る見積書
- ⑤所在地案内図(土地、建物の場合)
- ⑥公図(土地の場合)
- ⑦平面図(建物の場合)
- ⑧承諾書

●そ の 他

1. 融資申込について協会で対象事業の適格性を検討し、推薦の適否を決め取扱い金融機関に推薦する。但し、貸出しの執行については、金融機関の判断によるものとする。

2. 受付は申込み順とし、申込み総額が前記1の融資総枠を上回った場合に限り、(社)全日本トラック協会に申込みこととする。
但し、中央全ト協で実施する近代化基金融資の応募額が、その公募額を上回る場合には、公平に調整のうえ一部減額して決定することがある。

3. 参 考

(社)全日本トラック協会が実施する補完に係る融資条件

◎大規模プロジェクトの事業規模が、1億円を越え50億円までの投資額30%。

但し、高度化事業については投資額の15%。

なお、車両等の購入及び改造を除く。

(注) 補完に係る融資の応募額の合計額が、その公募枠を上回る場合には、公平に調整のうえ、応募額を下回る額を推薦額として決定することがある。

II. 特定自動車排出基準適合車への代替資金融資

●融資対象事業

自動車NO_x・PM法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法、平成4年法律第70号）に規定する特定自動車排出基準に適合しないディーゼルトラック等、又はディーゼルフォークリフトを廃車して、同法に規定する特定自動車排出基準に適合するディーゼルトラック等、又はバッテリーフォークリフトへ買換える場合の資金。

- (注)
- ①ディーゼルフォークリフトの識別方法
車両型式がFD・E（又はV）HO1・E（又はEG）HO2・W（又はWG）FO3・W（又はD）FO5のもの。
 - ②バッテリーフォークリフトの識別方法
バッテリーフォークリフトとは、油圧チョッパーにより荷役作業用の油圧ポンプモーターの回転を自動的に調整する機構を有するものうち、電気式倍力装置付かじ取り機構・回生制動機構及び放電量に応じて充電時間を自動的に調整する機構を備えたもので、かつ最大積載量が4トン以下のもの。
 - ③特定自動車排出基準に適合しない自動車の識別方法
別紙②（後日（社）全日本トラック協会から送付される予定）のとおり（詳しいことは、（社）奈良県トラック協会までお問い合わせください。）
 - ④特定自動車排出基準適合車の識別方法
別紙①（後日（社）全日本トラック協会から送付される予定）のとおり（詳しいことは、（社）奈良県トラック協会までお問い合わせください。）
 - ⑤「車両総重量」は、自動車検査証の「車両総重量」を参照のこと。
 - ⑥代替車両の識別方法
イ. 次のいずれか1つを提出する。
 - ・登録事項等証明書（永久抹消登録記載）
 - ・輸出抹消仮登録証明書
 - ・登録識別情報等通知書
 - ・現在登録事項等証明書
 - ・詳細登録事項等証明書
ロ. ディーゼルフォークリフトの廃車については、解体業者による車両解体証明書があること。
 - ⑦廃車の登録と取得の登録（新規・移転を問わない。）を平成23年4月1日から平成24年3月末までに行うこと。（取得と廃車の前後は問わない。）この場合、廃車年月日は登録事項等証明書の「登録年月日／交付年月日」の欄、取得年月日は自動車検査証の「登録年月日／交付年月日」欄にそれぞれ記載された年月日である。
 - ⑧取得の車両は、事前にメーカー等から適合車である旨の証明書を必要とし、登録後に車検証の写を提出すること。
 - ⑨買い換えをしたときは、所定の車両を買い換えたことを証するための登

録識別情報等通知書（又は写）及び自動車検査証の写を添えて、すみやかに設備完成（購入）報告書を（社）奈良県トラック協会宛提出して下さい。

⑩但しこの融資は平成23年8月31日までに融資実行される場合に限る。

(注) 近代化基金融資を利用して購入した車両については、車検証の「所有者」名義は借入を行った事業者であることが条件です。

●融 資 条 件

1. 融資限度 3,000万円

2. 近代化基金の融資を受けている場合でも申込みが出来ます。但し、申込時点において融資限度額を超えないこと。

3. 貸出利率
取扱金融機関の所定の利率（優遇利率適用）による。

●償 還 期 間

5年以内（据置期間6ヵ月を含む。）とする。

●償 還 方 法

据置期間（償還期間のうち6ヵ月以内）の終了後、月賦、隔月賦又は3ヵ月ごとの元金均等償還とする。

●担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。（一般融資の場合と同じです。）

●融 資 方 法

一般融資の場合と同じ。

●利 子 補 給 率

この融資の借入者に対し、（社）全日本トラック協会・（社）奈良県トラック協会は、次の年利率により直接取扱金融機関に支払う方法で利子補給を行うものとする。

個別企業体・共同体 年1.2%（内、全ト協負担0.4%）

●設備完成報告

借受人は、融資対象物件を完成（購入）後、すみやかに所定様式により『設備完成（購入）報告書』を（社）奈良県トラック協会宛提出して下さい。報告がない場合には、利子補給を行わないことがあります。

●申 込 方 法

一般融資の場合と同じ。

●そ の 他

1. 融資申込みについて協会を対象事業の適格性を検討し、推薦の適否を決め取扱い金融機関に推薦する。
但し、貸出しの執行については金融機関の判断によるものとする。

2. 受付けは申込み順とし、申込み総額が前記1の融資総枠を上回った場合には、公平に調整のうえ一部減額して決定することがあります。

Ⅲ. 許可基準割れ（5両未満）事業者に対する特別増車融資

1. 融資対象事業

この特別融資制度は、許可基準割れ（5両未満）事業者の基準到達への増車に対する特別の融資推薦及び利子補給を行うものであり、奈良運輸支局に『増車』に係る事業計画の確認を受けた5両未満の事業者が、最低5両に達するまでの増車資金に限ります。

2. 融資対象者 近代化基金融資「一般融資」の場合と同じ。

3. 融資の限度額 3,000万円

※近代化基金の融資をうけている場合でも申込みが出来ます。
但し、申込時点において融資限度額を超えないこと。

4. 償還期限 5年以内

5. 利子補給率 個別企業体・共同体 年1.6%以内（内、全ト協負担0.8%）

6. 償還方法 据置期間（償還期間のうち6ヵ月以内）の終了後、月賦、隔月賦又は3ヵ月ごとの元金均等償還とする。

7. 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。（一般融資の場合と同じです。）

8. 融資方法 一般融資の場合と同じ。

9. 手続き等 ①この融資は、許可基準である5両の達成のための資金ですので6両目以降の車両購入資金は対象外です。

②特別融資推薦の申し込みをする場合、運輸支局の受理印が押印されている事業計画報告書本通（コピー不可）を添付して下さい。

10. その他 取扱金融機関等一般融資の場合と同じ。

IV. 低公害車および省エネ関連機器導入に係る融資

- 融資対象事業 低公害車（CNG車およびハイブリット車）の導入および省エネ関連機器（EMSおよびドライブレコーダー）の導入に伴う資金
 - (注) ①低公害車とは、(社)全日本トラック協会および(社)奈良県トラック協会の導入促進助成事業対象となるCNG車およびハイブリット車をいう。
 - ②省エネ関連機器とは全日本トラック協会および奈良県トラック協会の導入促進助成事業対象となるEMSおよびドライブレコーダー等をいう。
- 融資条件
 - 1. 融資限度 3,000万円
 - 2. 近代化基金の融資を受けている場合でも申込みが出来ます。但し、申込時点において融資限度額を超えないこと。
 - 3. 貸出利率
取扱金融機関の所定の利率（優遇利率適用）による。
- 償還期間 5年以内（据置期間6ヵ月を含む。）とする。
- 償還方法 据置期間（償還期間のうち6ヵ月以内）の終了後、月賦、隔月賦又は3ヵ月ごとの元金均等償還とする。
- 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。（一般融資の場合と同じ。）
- 融資方法 一般融資の場合と同じ。
- 利子補給率 この融資の借入者に対し、(社)全日本トラック協会・(社)奈良県トラック協会は、次の年利率により直接取扱金融機関に支払う方法で利子補給を行うものとする。

個別企業体・共同体 年1.2%（内、全ト協負担0.4%）
- 設備完成報告 借受人は、融資対象物件を完成（購入）後、すみやかに所定様式により『設備完成（購入）報告書』を(社)奈良県トラック協会宛提出して下さい。報告がない場合には、利子補給を行わないことがあります。
- 申込方法 一般融資の場合と同じ。
- その他
 - 1. 融資申込みについて協会で対象事業の適格性を検討し、推薦の適否を決め取扱い金融機関に推薦する。
但し、貸出しの執行については金融機関の判断によるものとする。
 - 2. 受付けは申込み順とし、申込み総額が前記1の融資総枠を上回った場合には、公平に調整のうえ一部減額して決定することがあります。

V. ポスト新長期規制適合車導入に係る融資

●融資対象事業 国が定める最新の自動車排出ガス規制であるいわゆる「ポスト新長期規制」に適合する事業用貨物自動車の導入に対する融資制度。

(注) ポスト新長期規制適合車とは「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」(平成20年3月25日国土交通省告示348号)による改正後の「道路運送車両の保安基準を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。

●融資条件

1. 融資限度 3,000万円

2. 近代化基金の融資を受けている場合でも申込みが出来ます。
但し、申込時点において融資限度額を超えないこと。

3. 貸出利率
取扱金融機関の所定の利率(優遇利率適用)による。

●償還期間 5年以内(据置期間6ヵ月を含む。)とする。

●償還方法 据置期間(償還期間のうち6ヵ月以内)の終了後、月賦、隔月賦又は3ヵ月ごとの元金均等償還とする。

●担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。(一般融資の場合と同じ。)

●融資方法 一般融資の場合と同じ。

●利子補給率 この融資の借入者に対し、(社)全日本トラック協会・(社)奈良県トラック協会は、次の年利率により直接取扱金融機関に支払う方法で利子補給を行うものとする。

個別企業体・共同体 年1.2%(内、全ト協負担0.4%)

●設備完成報告 借受人は、融資対象物件を完成(購入)後、すみやかに所定様式により『設備完成(購入)報告書』を(社)奈良県トラック協会宛提出して下さい。報告がない場合には、利子補給を行わないことがあります。

●申込方法 一般融資の場合と同じ。

●その他

1. 融資申込みについて協会で対象事業の適格性を検討し、推薦の適否を決め取扱い金融機関に推薦する。
但し、貸出しの執行については金融機関の判断によるものとする。
2. 受付けは申込み順とし、申込み総額が前記1の融資総枠を上回った場合には、公平に調整のうえ一部減額して決定することがあります。
3. 但しこの融資は平成23年6月1日以降に購入し融資実行される場合に限る。